

仕事と家庭生活の両立支援策の推進

平成16年12月27日
職員 福 祉 局

人事院は、本年7月の「多様な勤務形態に関する研究会」の中間取りまとめにおける提言を踏まえ、職業生活と家庭生活の両立を一層支援するため、下記の事項について人事院規則を改正し、実施することとした。（平成16年12月28日公布。）

これらの施策は、職員の健康福祉の増進、公務能率の維持向上につながることを期待されるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主としての各府省による積極的な取組みにも資するものである。

1 男性職員の育児参加のための休暇（新設）

（平成17年1月1日実施）

妻の産前産後期間中の男性職員の育児参加を促進

妻の産前産後期間中に5日まで

1日又は1時間単位で取得

2 育児・介護を行う職員の早出遅出勤務（新設）

（平成17年4月1日実施）

育児・介護を行う職員が、フルタイムで働きながら家庭責任を果たすことを支援

小学校入学前の子を養育する職員及び介護が必要な親族を介護する職員を対象

職員が、早出遅出の始業・終業の時刻（午前7時から午後10時までの中で各府省であらかじめ設定）を選択して請求（1日の勤務時間数は同じ。）

各府省は、公務運営に支障がない限り、早出遅出勤務をさせる。

3 その他の支援策

（平成17年1月1日実施）

配偶者出産休暇の事由拡大等

- ・ これまでの入退院の付添い以外に出産時や入院中の付添い等も可能に
- ・ 1日又は1時間単位で取得可能に（通算2日は同じ。）

子の看護休暇取得方法の弾力化

- ・ 1日又は1時間単位で取得可能に（通算5日は同じ。）

介護休暇請求期限の緩和

- ・ 1週間前までに請求 前日請求も可能に